

(6) 危機管理

危機的状況への的確な対応

(中期目標)

地震災害等不測の事態に対する危機管理体制を確立し、日頃から危機的状況を想定した訓練等を実施することで、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。

(中期計画)

大規模かつ広域的な、地震、風水害、水質事故及び第三者による事故等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、迅速な情報収集及び伝達を図るとともに、施設の安全の確保と水の安定供給、被災者への対応のための適切な措置等を講じる。

(年度計画)

大規模かつ広域的な、地震、風水害、水質事故及び第三者による事故等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、迅速な情報収集及び伝達を図るとともに、施設の安全の確保と水の安定供給、被災者への対応のための適切な措置等を講じる。

(年度計画における目標設定の考え方)

危機的状況に対応するため、水資源機構及び関係機関を含めた防災業務計画を整備することとし、また、災害等が発生した場合に被害を最小限とするような応急対策、代替水源措置等を検討することとした。

(平成15年度における取組み)

危機的状況への的確な対応

平成15年度においては大規模かつ広域的な危機的状況は発生しなかったが、このような状況に備え、水資源機構のみならず関係機関も含めた情報伝達網の整備や施設間における水の融通の可能性など代替水源措置の検討（木曽川水系において長良導水施設事故時における代替水源の可能性の検討）を行い、次項の「日頃からの訓練」を実施した。

なお、平成15年7月の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の公布等を受けて、事務所等の地震に関する防災態勢等の強化を図った（東海地震に関連する情報で、新たに「注意情報」が追加され、注意情報発令により、管理所等は非常態勢を執ることとした。）。

また、大規模地震に対する被害想定、必要な耐震補強、被害の最小化、災害発生時の早期復旧等適切に対応するため、「大規模地震対策アクションプログラム」を策定することとし、技術管理委員会の中に「大規模地震対策検討部会」を設置し、実効性を高めるとともに利水者への説明責任を果たすこととした。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成15年度は発生しなかったが、大規模かつ広域的な危機的状況に備えた危機管理体制を確立し、日頃から危機的状況を想定した訓練を実施することで、中期計画に掲げる危機的状況への的確な対応については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(6) 危機管理 日頃からの訓練

(中期目標)

地震災害等不測の事態に対する危機管理体制を確立し、日頃から危機的状況を想定した訓練等を実施することで、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。

(中期計画)

国と連携して、本社、支社、局及び全事務所を対象に災害、危機的状況を想定した訓練を、年1回以上実施するとともに、災害に備えた機構独自の、非常時参集訓練(不定時) 設備操作訓練等を適宜実施することにより、発災時に備える。

(年度計画)

国と連携して、本社、支社、局及び全事務所を対象に災害、危機的状況を想定した訓練については、9月1日に実施したところであるが、災害に備えた非常時参集訓練(不定時) 設備操作訓練等を適宜実施することにより、発災時に備える。

(年度計画における目標設定の考え方)

危機的状況への的確な対応を図るため、防災要員等が状況に応じ参集できるよう、非常時参集訓練(不定時)や設備操作訓練等を実施して危機的状況に備えることを目標とした。

(平成15年度における取組み)

日頃からの訓練

1. 非常時参集訓練(不定時) 設備操作訓練等

全管理所において非常時参集訓練(不定時) 設備操作訓練等を実施した(合計88回)。非常参集訓練では、いかなる場合においても施設管理に必要な人員の確保ができるよう、公共交通機関のマヒを想定した徒歩による参集訓練を行うなど、危機的状況時における要員の確保に努めた。また、設備操作訓練では、非常時に職員の誰もが設備の操作を不安なく実施できるよう訓練を行った。これらの訓練により、いかなる危機的状況においても施設の操作が確実に行う事ができるような態勢づくりに努めた。

また、災害時に設備の的確な操作が行えるよう操作訓練を実施するとともに、設備マニュアルを整備し、発災に備えた。



写真-1 設備操作訓練の実施状況

2. 首都圏直下型地震対応衛星通信装置に関わる設営訓練

当機構本社では、中央防災無線網の固定通信回線が被災し、使用不可能となった場合を想定し、衛星通信装置を活用した「首都圏直下型地震対応衛星通信装置に関わる設営訓練」を2回実施した。



写真-2 衛星通信装置の設置訓練状況

災害時に必要とされる設備

- ・緊急車両付属設備（サイレン・マイク施設等）
- ・ポータブル発動発電機及び照明設備
- ・ハンディー無線機等

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

今後とも非常時参集訓練等の実施・改善をすることにより、中期計画に掲げる日頃からの訓練については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(6) 危機管理 施設の安全点検

(中期目標)

地震災害等不測の事態に対する危機管理体制を確立し、日頃から危機的状況を想定した訓練等を実施することで、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。

(中期計画)

一般の人が利用する全ての施設を対象として、安全性の点検を毎月実施する。

(年度計画)

一般の人が利用する全ての施設を対象として、安全性の点検を毎月実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

一般の人が利用又は立ち入る施設の安全性について、危険箇所の想定を踏まえた未然防止に努める等、万一の場合に対応できるよう毎月の点検を実施することを目標に設定した。

(平成15年度における取組み)

施設の安全点検

平成15年度に延べ4,410回(淀川大堰施設は、国土交通省に委託していることから、対象数量から除く。)の安全点検を実施した。その際、一般の人と合同で20施設(20回)の安全点検を実施するなど、利用者の目で見えた施設の安全確保に努めるとともに、改善点などは、建設事業に反映できるよう検討している。

安全点検で指摘のあった項目については、随時補修改良等を行った。安全を図った事例として、

- ・ダム天端高欄で隙間から子供の転落の恐れがあるとの指摘を受け、パネルにより隙間をなくした。(下久保ダム)
- ・親水公園内でたき火の跡を発見し、注意喚起が必要との指摘を受け、たき火禁止の看板を設置した。(布目ダム)

等、日頃の点検等では見過ごしがちな箇所の改善を図ることができた。

これらの安全に関する取組みにより、平成15年度は、一般の人が利用・立ち入る施設での事故は、発生しなかった。

また、全施設においてテロ対策への取組みを94回行い、きめ細かな監視、巡視、点検等を実施した。

なお、点検結果については施設点検表を整理保存し、履歴を確認出来るようにしている。



富郷ダム



日吉ダム

写真-1 一般の人と施設の安全点検を実施している状況

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成15年度は、全管理所で施設の安全点検を実施した。引き続き危険箇所を想定するなど、万一の場合に対応できるよう点検を実施することにより、中期計画に掲げる施設の安全点検については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(7) 工事及び施設管理の委託に基づく業務

(中期目標)

法第12条第2項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。

(中期計画)

法第12条第2項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用し、その適切な実施を図る。

(年度計画)

法第12条第2項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用し、その適切な実施を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構法第12条第2項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を委託に基づき的確に実施することとした。

(平成15年度における取組み)

工事及び施設管理の委託に基づく業務

平成15年度において、12件の調査及び設計を受託した。これらの業務に当たっては、当機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用して業務を実施し、委託者の検査を経た後、成果物等を引き渡した。

表-1 施設管理に附帯する業務

件名	委託者
海外における水資源管理計画策定検討調査	国土交通省土地・水資源局水資源部
水資源開発基本計画調査	国土交通省土地・水資源局水資源部
平成15年度長良川の環境調査	国土交通省中部地方整備局
平成15年度木津川ダム群連携総合水管理検討調査	近畿地方整備局木津川上流河川事務所
公団営事業事後評価調査	農林水産省農村振興局
平成15年度水資源開発公団施設改築基本方向調査	農林水産省農村振興局
平成15年度国営土地改良事業全体実施設計(両筑平野用水二期地区)用排水計画等調査	農林水産省九州農政局
水資源機構造成施設機能保全対策調査(木曽川用水地区)	農林水産省東海農政局
水資源機構造成施設機能保全対策調査(三重用水地区)	農林水産省東海農政局
水資源開発施設基本計画調査	厚生労働省健康局
平成15年度三重用水施設機能保全対策調査	三重県企業庁
昭陽江ダム補助洪水調節能力改善のターン・キープロジェクト専門家派遣、コンサルティング業務	SAMAN ENGINEERINGCONSULTANTS CO、LTD

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成15年度は、機構法第12条第2項の規定に基づく調査等については、委託に基づき的確に実施することが出来た。今後とも引き続き的確に実施していくことから、中期計画に掲げる工事及び施設管理の委託に基づく業務については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。